

近畿地方整備局	配布日時	平成14年10月11日 14時00分
資料配付		

件名	建築基準法に基づく指定確認検査機関に対する業務停止命令等について
----	----------------------------------

概要	建築基準法に基づき近畿地方整備局長が指定した指定確認検査機関である2機関について、同法に基づき立入検査を行った結果、両機関において、確認検査員以外の者に完了検査を行わせていた事実が判明した。これらの事実は建築基準法違反であるため、同法に基づく処分として、両機関に対し、業務停止等を命ずるものである。
----	---

配布資料	「建築基準法に基づく指定確認検査機関に対する業務停止命令等について」
------	------------------------------------

取り扱い	_____
------	-------

同時配布	近畿建設記者クラブ 大手前記者クラブ
------	--------------------

問い合わせ	近畿地方整備局 TEL 06-6942-1141 (代) 建政部 住宅整備課長 (内6181)
-------	--

建築基準法に基づく指定確認検査機関に対する業務停止命令等について

平成14年10月11日
国土交通省近畿地方整備局

1. 事実関係

国土交通省近畿地方整備局で、建築基準法に基づき近畿地方整備局長が指定した以下の指定確認検査機関2機関に対し、9月30日に建築基準法に基づく立入検査を実施し、調査を行った結果、以下の事実が判明した。

なお、同様の検査が同日、他の国の指定に係る指定確認検査機関（17機関）に対し、全国一斉に実施された。

① 株式会社確認検査機構アネックス（滋賀県大津市）

調査を行った45物件中26物件について、確認検査員以外の者に検査を実施させていた。これは、確認検査員が検査すべき旨を定めた建築基準法第77条の24第1項に違反する。

② 株式会社京都確認検査機構（京都府京都市）

調査を行った119物件中80物件について、確認検査員以外の者に検査を実施させていた。これは、確認検査員が検査すべき旨を定めた建築基準法第77条の24第1項に違反する。

いずれの機関においても、これらの違反は、一部の現場職員の法令遵守の不徹底にとどまらず、広い範囲で行われていたものと認められた。

※ 指定確認検査機関：建築基準法に基づき、国土交通大臣又は都道府県知事から指定を受けて建築確認検査を行う民間機関で、現在、全国で84機関が指定されている。なお、国土交通大臣の権限のうち、二以上の都道府県の区域で、かつ一の地方整備局の管轄区域の範囲内において業務を行うものに係る権限については、地方整備局長に委任されている。

※ 確認検査員：確認検査を実施させるため、建築基準適合判定資格者検定に合格し登録を受けた者のうちから指定確認検査機関が選任した技術者。建築基準適合判定資格者検定の受検資格は、一級建築士試験に合格し、確認検査等に関して2年以上の実務経験があることとされている。

2. 業務停止命令等

上記事実を踏まえ、本日、株式会社確認検査機構アネックス及び株式会社京都確認検査機構に対して、次のとおり業務停止等を命じた。

① 業務停止命令

建築基準法第77条の35第2項に基づき、次のとおり業務停止を命じた。

イ 業務停止の期間

1月間（平成14年10月25日～11月24日）

ロ 業務停止の範囲

指定を受けた業務区域全域

※ 確認検査機構アネックスの業務区域：滋賀県、京都府、大阪府及び奈良県の全域

京都確認検査機構の業務区域：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山の全域

ハ 行えない業務

確認検査に係る契約の新規締結、当該契約締結のための交渉等

② 監督命令

建築基準法第77条の30に基づき、次の措置を講ずるよう命じた。

イ 業務改善計画書の提出

確認検査員以外の者に確認検査を実施させないこと等法令遵守を社内に徹底するための業務改善計画書を2週間以内に近畿地方整備局に提出すること。

ロ 業務の実施状況に関する定期的な報告

確認検査の業務の公正かつ適確な実施が確保されるまでの間、業務改善計画書に基づく業務の実施状況を定期的に近畿地方整備局に報告すること。

ハ 確認検査員以外の者に検査を実施させた建築物等についての検査の実施

被処分者の負担において、これまでに確認検査員以外の者に検査を実施させたすべての建築物及び工作物を特定し、これらが建築基準法等に適合しているかどうかについて確認検査員に検査を実施させ、建築主・築造主、所有者及び特定行政庁に報告すること。また、その実施状況を近畿地方整備局に報告すること。